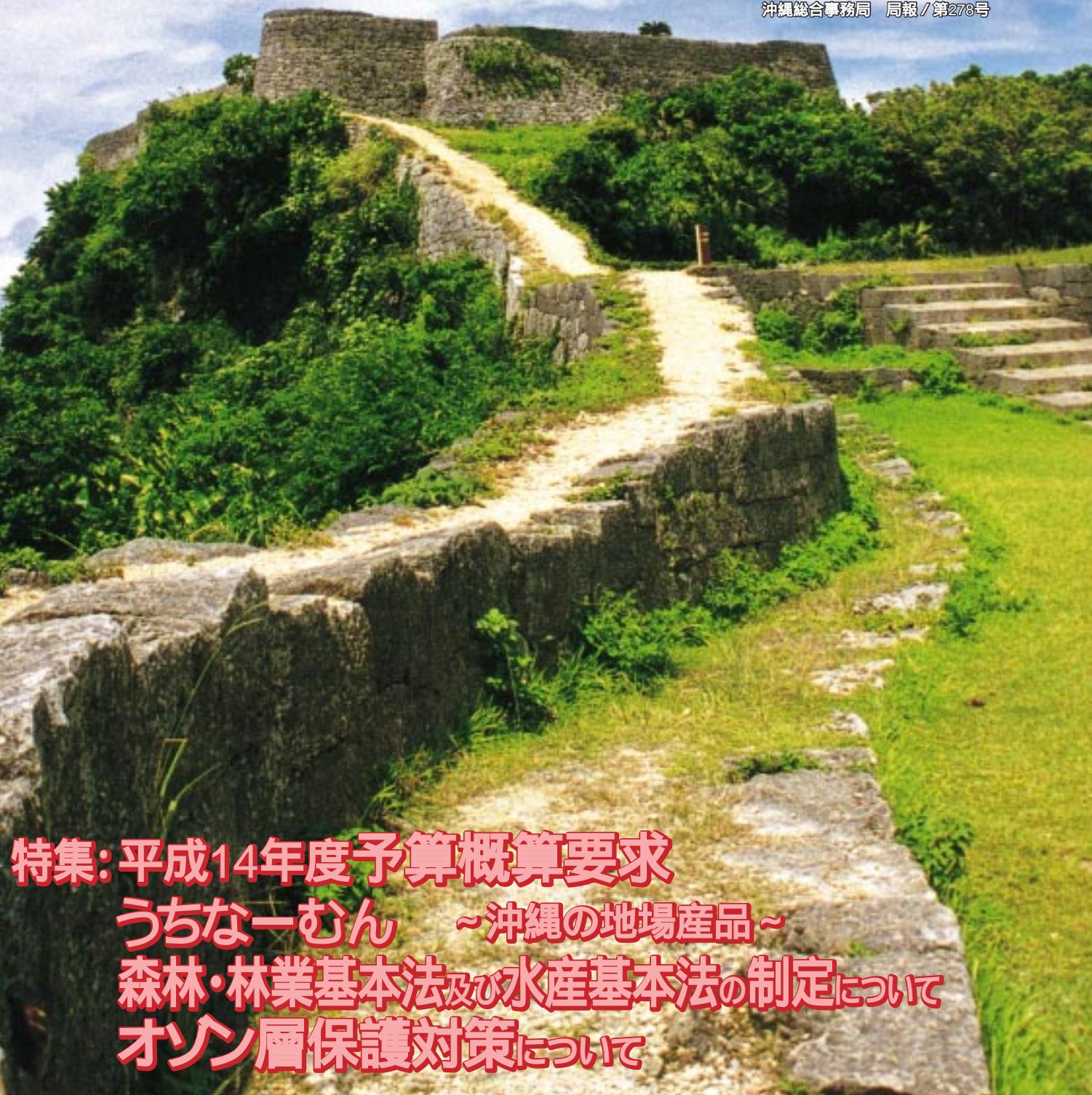


Muribushi 群星

隔月発行【むりふし】

2001 Sep. 9月号

沖縄総合事務局 局報 / 第278号



特集: 平成14年度予算概算要求

うちなーむん ~沖縄の地場産品~

森林・林業基本法及び水産基本法の制定について

オソノン層保護対策について

CONTENTS

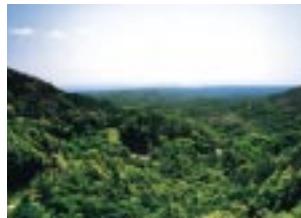
目次

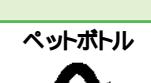
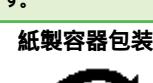
目 次

- | | |
|----|--|
| 21 | 「幹部の就任 |
| 20 | 「だれのための仕事なのか」
「技術者のための赤土等対策入門書」等の発刊について |
| 19 | 【開発建設部】平成十二年度優良施工業者等を表彰
【開発建設部】「第八回漢那ダムまつり」開催される
【運輸部】交通需要マネジメント(TDM)実証実験事業を開始 |
| 18 | 【財務部】平成十三年六月よりE-RO-NE-ETが稼働
【農林水産部】初任者研修で農業体験～さとうきび黒糖病駆除～
【経済産業部】「物流効率化講演会」を開催 |
| 17 | 沖縄県生活交通確保協議会について |
| 16 | 【仕事の窓その5／運輸部】
羽地ダム試験湛水開始 |
| 15 | 【仕事の窓その4／開発建設部】
チャタン友遊交差点改良事業 |
| 14 | 【仕事の窓その3／経済産業部】
未利用特許流通への取組について |
| 13 | 法定外公共物の譲与事務について |
| 12 | 【仕事の窓その2／財務部】
駐留軍用地返還跡地利用に向けた支援について |
| 10 | 【特集その4／経済産業部】
森林・林業基本法及び水産基本法の制定について |
| 6 | 【特集その3／農林水産部】
森林・林業基本法及び水産基本法の制定について |
| 4 | 【特集その2／財務部】
「うちなーむん」～沖縄の地場産品～ |
| 2 | 平成十四年度予算概算要求 |



表紙解説
世界遺産に登録された勝連城跡(勝連町)
琉球王国に最後まで抵抗した有力技司、阿麻和利の居城。阿麻和利は、1458年に国王の臣董で中城城に居城した譲佐丸を滅ぼし、さらに王権の奪取をめざして国王の居城である首里城を攻めかかって大敗した。國の史蹟に指定されている。



エコマーク  ちきゅうにやさしい	国際エネルギー スターロゴ 	省エネラベル 	再生紙使用マーク 	ペットボトルリサイクル 推奨マーク 	アルミ缶 
環境への負荷が少なく、あるいは環境への改善に役立つ製品を示します。	パソコンなどのOA機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす製品を示します。	省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを示す。基準を達成すると緑色で表示されます。	印刷物などの再生紙を使用しているものについています。古紙配合率を数字で表しています。	PETボトルをリサイクルしてできた製品、繊維、シート、ボトル、成型品などについています。	アルミ缶の分別収集が正しく行われるよう材質を識別するマークです。
スチール缶  焼缶はサーキル スチール	ペットボトル  PET	紙製容器包装 	プラスチック製容器 	電池 	塩化ビニル製建設資材  ∞ P V C
スチール缶の分別収集が正しく行われるよう材質を識別するマークです。	プラスチックや樹脂の材質を識別するマークで、種類を1~7により表示します。	段ボール等を除く紙製容器包装の分別収集が正しく行われるよう材質を識別するマークです。	飲料用PETボトルを除く容器の分別収集が正しく行われるよう材質を識別するマークです。	電池の分別収集が正しく行われるようニカド、リチウム、鉛蓄電池等材質を表示します。	塩化ビニル(ポリ塩化ビニル:PVC)の材質を識別するマークです。

製品が多種多様化するなかで、消費者が環境負荷の低減に資する製品を選択する際や、容器等の分別排出を容易にするための表示マークの一例です。

守りうる地球環境!

「環境ラベル」

裏口からの沖縄



株式会社ニッセイ基礎研究所 主任研究員
(沖縄振興開発審議会委員)

白石 真澄

上野千鶴子は「ヤマトンチュから見た沖縄」(『沖縄的人生』・光文社)のなかで、沖縄への入り口には表玄関と裏口があるという。表玄関から沖縄に入るのは、航空会社のキャンペーンに乗って、本土資本系列のリゾートホテルに泊まり、内地から空輸された食材でつくった料理をホテルのレストランで食べること。つまり、舞台装置は本土資本によって、南国リゾート風や無国籍風に造られ、観光客の金のほとんどは、本土資本に落ちる。

裏口から沖縄に入ることは、一筋縄ではいかないシマの共同体のあたかさと排他性、生々しい戦争の傷跡、ウチナーンチュとヤマトンチュとアメリカがおりなす差別の重層構造、さらにカネと開発が変わっていく自然と人の心など、日々の暮らしの中で、直面する沖縄の現実を見ることであるといふ。これまで、私は仕事で、またプライベートで、幾度も沖縄に足を踏み入れた。久米島でダイビングを、また、宮古島でゴルフも満喫した。が、残念ながら、いずれも、標準語を話すフロントスタッフのいる近代的なホテルに泊まり、空港できれいに包装されたお土産品を買って帰るという表玄関からの旅であった。観光客として短期間、沖縄に滞在して見る沖縄と、沖縄に住んだり、長期滞在して裏口からみる沖縄が別人の顔を持つことは想像に難くない。

これから時代、人々が求める旅は、ヤマトンチュが演出する沖縄ではなく、裏口からの沖縄、つ

裏口から沖縄に入ることは、一筋縄ではいかないシマの共同体のあたかさと排他性、生々しい戦争の傷跡、ウチナーンチュとヤマトンチュとアメリカがおりなす差別の重層構造、さらにカネと開発が変わっていく自然と人の心など、日々の暮らしの中で、直面する沖縄の現実を見ることであるといふ。これまで、私は仕事で、またプライベートで、幾度も沖縄に足を踏み入れた。久米島でダイビングを、また、宮古島でゴルフも満喫した。が、残念ながら、いずれも、標準語を話すフロントスタッフのいる近代的なホテルに泊まり、空港できれいに包装されたお土産品を買って帰るという表玄関からの旅であった。観光客として短期間、沖縄に滞在して見る沖縄と、沖縄の雄和町でもカジノ誘致が話題に上っている。衰退していたギャンブルの街からマフィアを追い出し、ショービジネスやショッピングの街として成功したラスベガスは、これまでアメリカ経済の好調を背

まりウチナーンチュの姿の見える沖縄ではないだろうか。ありのままの自然に癒され、知的欲求を満たし、自己実現を可能にする、つまり、芸術・文化の鑑賞、地元の食を味わい、歴史を学び、暮らしが体験する舞台としての沖縄ではないかと思う。

沖縄を訪れる観光客は復帰時に四十万人であつたが、平成十一年には四百五十六万人、観光収入は四百九億円から四千四百五十億円(平成十年)へと、いずれも十倍以上の伸びを示し、県民総支出に占める割合も十二%を超えた。第三次沖縄振興開発計画において、沖縄に国際的な観光・リゾート地を整備することが重要施策として位置付けられ、すでに観光やリゾート産業が地域の雇用機会創出や、人材育成につながってきたことは間違いない。

しかし、同時に、観光客誘致のために、貴重な珊瑚礁が削られ、いかにも「南国らしさ」を演出した大きなホテルが建てられ、本来の沖縄らしさと自然の喪失が進んでしまった。

最近、沖縄にカジノをつくるという構想が浮上している。東京都の臨海部、石川県珠洲市、秋田県の雄和町でもカジノ誘致が話題に上っている。衰退していたギャンブルの街からマフィアを追い出し、ショービジネスやショッピングの街として成功したラスベガスは、これまでアメリカ経済の好調を背

景に国内から多くのリピーターを集め、日本からも毎年三十万人が訪れている。しかし、IT産業の伸び悩みや景気減速が影を落とし、ホテルの週末料金やカジノ収入は下降線をたどりはじめているなど、カジノは景気変動を受けやすい産業である。

ベネチア運河を配したり、十五分ごとに爆発を繰り返す模擬火山のあるホテルなど、塊のようにそびえる数千室規模のテーマパークホテルは、陳腐化させないためにも、数年ごとに再投資が必要となる。夜になれば時間も金銭感覚も麻痺させてしまうようなネオンサインの海と化すストリップ大通りは醜悪だ。商業主義に流され、目先の雇用確保や景気浮揚だけを狙った観光政策は地域の持続的発展と両立しないし、訪れる人に媚びたことは間違いない。

沖縄の観光を考える上では、ヤマトンチュが演出する沖縄ではなく、裏口からの沖縄、つまりウチナーンチュの姿の見える沖縄を見てほしいものだ。

家族で長期滞在できる清潔でシ

ンブルな、かつ英國のB・Bのようく安い費用で泊まれるホテルがあれば、沖縄の長寿に関係するといわれるハーブや沖縄食又、染色・織物・伝統芸能にふれたり、島のオバアから昔物語を聞いて夜を過ごす。そんな楽しみ方も可能になるのではないか。

水産基本法

新たな水産政策の基本理念と基本的な施策の方向を定めた水産基本法が、第一五一回通常国会での審議を経て可決成立しましたので、本法律の制定背景及び概要等について説明します。

1 「制定背景」

(1) 新たな国際海洋秩序の導入、定着

戦後の我が国漁業は、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を外延的に拡大することによって発展してきましたが、国連海洋法条約の下で、自国の一一百海里水域の資源の持続的利用を基本に、漁業の発展を図っていくことが求められています。

(2) 漁業生産の減少と自給率の低下

我が国の漁業生産は、遠洋漁業の国際規制の強まり、周辺水域の

資源状況の悪化などから、漁場生産はピーク時の半減にまで減少し、我が国の水産物の自給率は、近年は六割以下に低下しています。このため、中長期的には世界の本とした水産物の供給体制の構築が求められています。

(3) 漁業者の減少と高齢化

漁業生産の担い手については、若い漁業者を中心に従事者が減少するとともに、高齢化が進行しています。これに伴い、漁村の活力も低下しています。

このため、国民に対する水産物の安定供給を確かなものとする

とともに、漁村の活性化を図るためにも、意欲ある担い手の確保、育成とその経営発展を可能とする条件整備が求められています。

このよつたな状況から新たな海洋



暫定一部供用された南大東漁港

的な推進を図るため、水産基本計画を策定する。

(2) 基本計画の内容

水産に関する施策についての基本方針

水産物の自給率の目標（漁業生産及び水産物の消費の指針として、漁業者等が取り組むべき課題を明確化。食料・農業・農村基本法に掲げる食料自給率の目標との調和を保つ。）

水産をめぐる情勢の変化を勘案し、施策の効果に対する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本計画を変更。

(3) 計画の見直し

水産資源に関する調査及び研究水産動植物の増殖及び養殖の推進水産動植物の生育環境の保全及び改善排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理

水産物の安定供給の確保に関する施策

今後、活力ある沖縄の水産業の振興を図るには、水産基本法の基盤を確立する必要があります。

3 「沖縄の水産業について」



県漁連市場のセリ状況

育成

第4 水産業の健全な発展に関する施策

水産動植物の生育環境の保全及び改善排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理

第3 水産物の安定供給の確保に関する施策

水産動植物の増殖及び養殖の推進

水産動植物の生育環境の保全及び改善排他的経游水域等における水産資源の適切な保存及び管理

水産物の輸出入に関する措置

国際協力の推進



モズクの収穫作業

(1) 水産物の安定供給
将来にわたり、良質な水産物を合理的な価格で安定的に供給

(2) 水産業の健全な発展
水産物の供給に当たっては、水

(1) 水産物の安定供給
将来にわたり、良質な水産物を合理的な価格で安定的に供給

(2) 水産業の健全な発展
水産物の供給に当たっては、水

(1) 基本計画の策定
政府は、施策の総合的かつ計画

(1) 基本理念
漁場の利用の合理化の促進人材の育成及び確保災害による損失の補てん等水産加工業及び水産流通業の健全な発展水産業の基盤の整備技術の開発及び普及女性の参画の促進高齢者の活動の促進漁村の総合的な振興都市と漁村の交流等多面的機能に関する施策の充実

(1) 基本理念
漁場の利用の合理化の促進人材の育成及び確保災害による損失の補てん等水産加工業及び水産流通業の健全な発展水産業の基盤の整備技術の開発及び普及女性の参画の促進高齢者の活動の促進漁村の総合的な振興都市と漁村の交流等多面的機能に関する施策の充実

(1) 基本計画の策定
政府は、施策の総合的かつ計画

水産業については、国民に対しても水産物を供給する使命を有することにかんがみ、水産資源を持续的に利用しつつ、高度化・多様化する国民の需要に即した漁業生産と水産物の加工・流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、漁業・水産加工業、水産流通業の連携の確保及び漁港、漁場その他の基盤の整備により、水産業の健全な発展。

漁村が漁業者を含めた地域住民の場として、水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしていることかんがみ、生活環境の整備その他の向上により、漁村の振興。

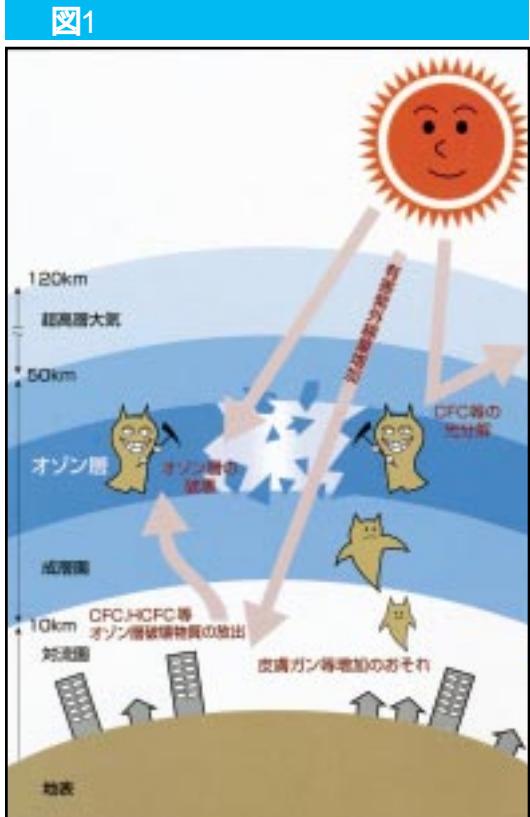
水産業の健全な発展。

水産資源の持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理を行うとともに、水産動植物の増殖及び養殖を推進。

国民に対する水産物の安定的な供給については、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国のが漁業生産の増大を図ることを基本とし、輸入を適切に組合せ。

オゾン層保護対策について

図1



オゾン層は、皮膚ガンや白内障の発生、その他生態系にも重大な影響をあたえる有害紫外線を吸収し、生命を保護する大切な役割を果たしております。しかし、冷蔵庫、エアコンの冷媒用に使用されているフロン(CFC等)等の化学物質が大気中に放出されると、オゾン層を破壊します。これらの物質については、国際条約等に基づき、生産、消費量が規制されています。政府は、オゾン層保護法を推進しております。

に基づき、CFC等の製造数量規制を実施するとともに、使用者の使用合理化・排出規制を促進するため、使用合理化の指針の策定・公表、代替フロンへの転換、回収再利用のための中小企業向け技術指導、税制・金融上の措置等の諸施策を推進しております。

また、当局においても、九月の「オゾン層保護対策推進月間」の期間中に、パネル展示等を実施しオゾン層保護対策を推進しております。

オゾン層破壊とは
上部成層圏(地上約二十九四十km)に存在するオゾン層は、波長二百八十一三百一十nmの有害紫外線(UV-B)を吸収することにより、生命を保護する大切な役割を果たしています。しかし、このオゾン層を、CFC(クロロフルオロカーボン)等の化学物質が破壊することが、一九七〇年代後半から問題視されるようになりました。

オゾンホール
南極のオゾンホールは一〇〇〇年に過去最大規模に達しました。南極の特殊な環境の下では、CFC等によるオゾン破壊が顕著に進み、オゾン量が極端に少ないオゾンホールが現れます。オゾンホールは毎年八月頃に出現し、九月にかけて最盛期を迎え、十月にかけて消滅します。

オゾンホール
札幌、つくば、鹿児島、那覇の四地点におけるオゾン全量は、長期的には那覇を除き減少傾向がみられます。なお、那覇は、他の3地域に比べ低位で推移しております。(図2)

ですが、この機に、最近の状況について」説明します。

に地表に到達する有害紫外線の量を増加させることとなります。例え、オゾンの量が一%減少すると、皮膚ガンの発症は〇・六〇・八%増加すると報告されているほか、生態系にも重大な影響をもたらすことがあります。(図1)

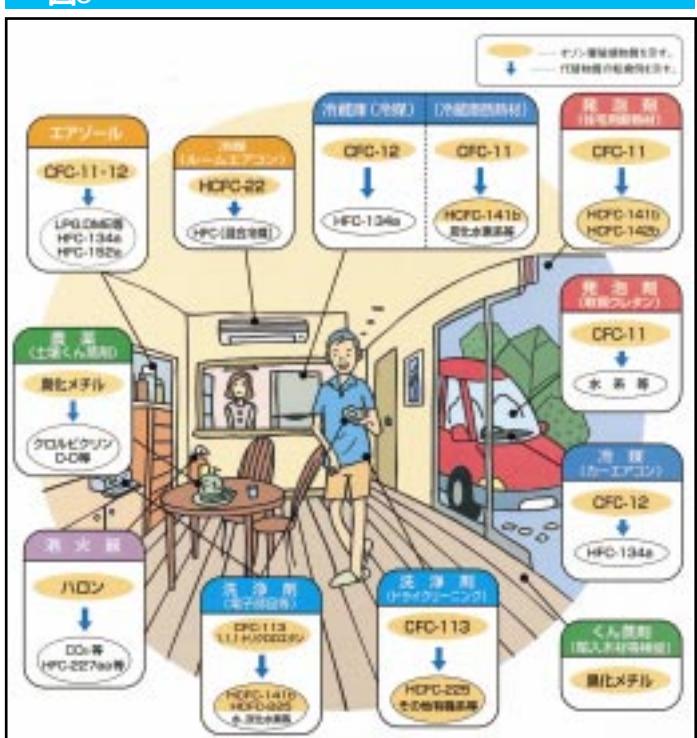
オゾン層保護問題は、他の地球環境問題に先駆けて検討が行われており、既に「ウィーン条約」（一九八五年）及び「モントリオール議定書」（一九八七年）が採択され、国際的にオゾン層破壊物質の生産量及び消費量（生産量+輸入量-輸出量）の削減が義務付けられています。

我が国では、一九八八年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定して、一九八九年七月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始するとともに、その需要を円滑かつ着実に削減していくための施策を展開しています。

オゾン層破壊物質の種類と生産規制の概要



図3



生産規制を、着実に行うためには、混乱のないよう国内の需要を段階的に減らしていく必要があります。事業者によるオゾン層破壊物質の使用量の削減、他の物質・技術への円滑な転換を促進するため、政府では税制・金融などの支援措置を講じています。

オゾン層破壊物質からの転換の促進

そのうち、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）がオゾン層破壊物質です。オゾン層破壊物質には、この他に、ハロン、四塩化炭素、一、一、一トリクロロエタン、臭化メチル等があります。

フロン等は、かつて様々な用途に使用していましたが、生産規制に伴いその大部分は非フロン系に転換されています。（図3）

フロンとは、正式名称をフルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）と言います。

従来、オゾン層破壊物質の排出抑制については、「オゾン層保護法」による生産規制等のいわゆる“蛇口規制”によって行われてきました。しかし、オゾン層の保護を進めるためには、既に生産され製品

中に含まれるオゾン層破壊物質の排出を抑制することも必要です。また、地球温暖化の防止の観点からは、オゾン層は破壊しないものの温暖化効果を有する代替フロンの排出も抑制しなければなりません。

このため、業務用冷凍空調機器の排出も抑制しなければなりません。そのため、業務用冷凍空調機器の排出も抑制しなければなりません。

従来、オゾン層破壊物質の排出抑制については、「オゾン層保護法」による生産規制等のいわゆる“蛇口規制”によって行われてきました。しかし、オゾン層の保護を進めるためには、既に生産され製品

及びカーエアコンを対象に、当該機器からの冷媒用フロン（CFC、HCFC及びHFC）の回収及び破壊を義務付けた、「特定製品に係るHFCの回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成十三年六月に制定されました。この法律は、平成十三年十一月以降、段階的に運用が開始される予定です。

また、既に平成十三年四月から本格運用されている「家庭用冷蔵庫やエアコンのリサイクルの一環として冷媒用フロン（CFC、HCFC及びHFC）の回収等が義務付けられています。

これらの法律の円滑な運用を進めるためにには、一般消費者を含めた各関係者がそれぞれの役割分担の下で、協力していくことが必要です。

身の回りのオゾン層破壊物質

冷媒用フロンの回収等の推進（フロン回収破壊法）



その
1
総務部

駐留軍用地返還 跡地利用に向けた 支援について



第2回「昔・普天間まちなみ再現検討委員会」(7月23日)



第1回「跡地利用支援情報ネットワーク検討委員会」(6月14日)

総務部（跡地利用対策課）においては、沖縄の振興を図る上で重要な課題である駐留用地跡地の有効利用に関する市町村の取組に対し、多面的な支援を行つてきました。今後、SACCO（沖縄に関する特別行動委員会）合意等により広大な面積の駐留軍用地跡地の発生が見込まれ、より一層の支援が求められていることから、このたび学識経験者、行政機関等で構成される二つの委員会を立ち上げ、効果的な支援の在り方等についての検討を行つています。

普天間飛行場の跡地利用に関しては、平成十一年十一月の閣議決定の中で「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」が定められ、現在、同方針の実現に向けて各省庁等で積極的に取り組んでいるところです。

沖縄総合事務局においては、普天間飛行場等の返還跡地に関する関係者の円滑な合意形成を図るため、普天間飛行場の接收前のまちなみ及びこれまでの変遷状況等を検討する「昔・普天間まちなみ再現検討委員会」を四月に設け、議論を深めてきました。

本委員会は地域計画学や集落地理学等の学識経験者、メディア関連専門家、郷土史研究家、行政担当者等から構成されており、接收前情景把握のためのCG（コンピューターゲラフィックス）シナリオ、接收前地形把握手法の検討等が行われてきました。

今後、数回の委員会を開催し、GIS（地理情報システム）等による中南部地域における地域構造の復元やCGを活用した接收前まちなみ再現などについて検討を行つこととしています。

委員会を去る六月に設け検討方針等を議論しました。今後は年度内に数回委員会を開催し、情報共有・連携ガイドライン、インターネットを活用した情報共有・連携方法等について検討を行つこととしています。

1 「昔・普天間まちなみ 再現検討委員会」について

2 「跡地利用支援情報ネットワーク 検討委員会」について

跡地利用を円滑に進めるためには、跡地利用の各段階（初動期、関係機関調整期、事業実施期等）に応じて多岐に渡る関連情報の収集・整理が不可欠です。そのため、国、県、市町村等の諸機関の有する跡地利用に関する情報を共有化する必要があります。

沖縄総合事務局においては、跡地利用関連情報を体系的に整理・蓄積・利用する「駐留軍用地跡地利用支援システム」を開発・整備しています。

今後は同システムを基に「跡地利用支援情報ネットワーク」をつくり、市町村等関係機関との情報共有化を進めることとしています。具体的には、情報工学科の学識経験者、行政担当職員から成る「跡地利用支援情報ネットワーク検討委員会」を設置し、各機関で所有する情報の共有方策、跡地利用計画策定に関するノウハウの共有方策等を検討していくこととしています。



法定外公共物の譲与事務について



その2 財務部

法定外公共物とは、なにやら耳慣れない専門用語、私たちの生活とは無縁のものといった書き方があるが、実は身近に多数存在するといえ、意外な印象を持たれるかもしれない。

法定外公共物とは、道路法や河川法の適用を受けない道路や水路、いわゆる認定外道路、又は里道と省略されて、国から機関委任を受けた県知事が財産管理している国有財産である。これらの中、現在でも私たちが日々通行するための公道、あるいは水路、海浜地として機能しているものがあり、これを「機能を有する法定外公共物」といふ。反対にこれらの中でも、個人の住宅地などになつて既に公道等として機能していなつものもあり、「機能を喪失した法定外公共物」といふ。

今回説明する「法定外公共物の譲与」とは、機能を有する法定外公共物を、市町村に無償で譲与し、譲与した財産の維持管理を市町村の責任において行わせるものである。この背景には、平成十一年七月に成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」がある。同法により現に公共の用に供しているものの道路法、河川法等の適用若しくは準用のない「公共物」で、その地盤が国有財産となつているものについては、その財産を市町村に譲与し、機能管理・財産管理とも自治事務とすると定められたことによるものである。同法による譲与は速やかに行つたこととされ、地方分権推進計画の内容を早期に実現するため、原則平成十一年三月三十一日までに譲与手続きを完了するとか、市町村との連絡を密にすることが必要である。このため昨年十月には同法の趣旨や事務手続きの周知徹底を目的とした説明会を国土交通省(県)と同時に、北部・中部・南部・先島離島の四地区に分け実施した。

この中で、地方分権推進の要請に応える上で、法定外公共物の譲与事務を進めていくことの必要性を、市町村が改めて確認し合つたのであるが、今回の譲与事務に係る特別処理の概略について説明する。

第一に、「譲与」の対象は機能を有するものに限られるが、その判断は市町村の判断を最大限尊重する。第一に、「無償で譲渡し、測量、境界確定等を不要とし、かつ事務経費を地方交付金で措置する等、地方の負担軽減に努める」と。

第二に、譲与された財産の利用は市町村独自の判断で出来るので、都市計画策定等の際に国の許可を受け、などの手続きが不要となつたこと。

第四に、「譲与後に用途廃止(法定外公共物でなくなること)しても返還せず、独自に利用や売却を行つてもよいこと」。

法定外公共物の中でも、個人の住宅地などになつて既に公道等として機能していなつものもあり、「機能を喪失した法定外公共物」といふ。

第一に、「譲与」の対象は機能を有するものに限られるが、その判断は市町村の判断を最大限尊重する。第一に、「無償で譲渡し、測量、境界確定等を不要とし、かつ事務経費を地方交付金で措置する等、地方の負担軽減に努める」と。

第二に、譲与された財産の利用は市町村独自の判断で出来るので、都市計画策定等の際に国の許可を受け、などの手続きが不要となつたこと。

第四に、「譲与後に用途廃止(法定外公共物でなくなること)しても返還せず、独自に利用や売却を行つてもよいこと」。



この適用若しくは準用のない「公共物」で、その地盤が国有財産となつているものについては、その財産を市町村に譲与し、機能管理・財産管理とも自治事務とすると定められたことによるものである。同法による譲与は速やかに行つたこととされ、地方分権推進計画の内容を早期に実現するため、原則平成十一年三月三十一日までに譲与手続きを完了するとか、市町村との連絡を密にすることが必要である。このため昨年十月には同法の趣旨や事務手続きの周知徹底を目的とした説明会を国土交通省(県)と同時に、北部・中部・南部・先島離島の四地区に分け実施した。

この中で、地方分権推進の要請に応える上で、法定外公共物の譲与事務を進めていくことの必要性を、市町村が改めて確認し合つたのであるが、今回の譲与事務に係る特別処理の概略について説明する。

第一に、「譲与」の対象は機能を有するものに限られるが、その判断は市町村の判断を最大限尊重する。第一に、「無償で譲渡し、測量、境界確定等を不要とし、かつ事務経費を地方交付金で措置する等、地方の負担軽減に努める」と。

第二に、譲与された財産の利用は市町村独自の判断で出来るので、都市計画策定等の際に国の許可を受け、などの手続きが不要となつたこと。

第四に、「譲与後に用途廃止(法定外公共物でなくなること)しても返還せず、独自に利用や売却を行つてもよいこと」。

第五に、従来、法定外公共物を途廃止し、国土交通省(都道府県)から財務省(沖縄県)については、沖縄総合事務局(沖縄総合事務局)に引継ぐ際に、境界確定や測量、分筆等の必要であったため、これらを不要あることは簡便化した」と。

以上の特色が優れている点は、譲与事務が機動的に進捗するような条件が整つたことである。このため昨年十月には同法の趣旨や事務手続きの周知徹底を目的とした説明会を国土交通省(県)と同時に、北部・中部・南部・先島離島の四地区に分け実施した。

この中で、地方分権推進の要請に応える上で、法定外公共物の譲与事務を進めていくことの必要性を、市町村が改めて確認し合つたのであるが、今回の譲与事務に係る特別処理の概略について説明する。

第一に、「譲与」の対象は機能を有するものに限られるが、その判断は市町村の判断を最大限尊重する。第一に、「無償で譲渡し、測量、境界確定等を不要とし、かつ事務経費を地方交付金で措置する等、地方の負担軽減に努める」と。

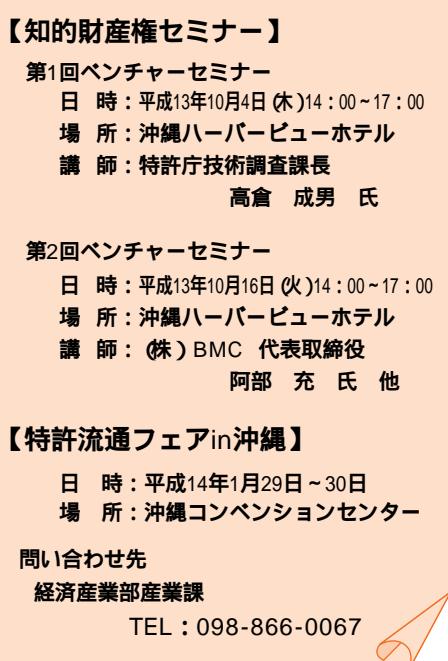
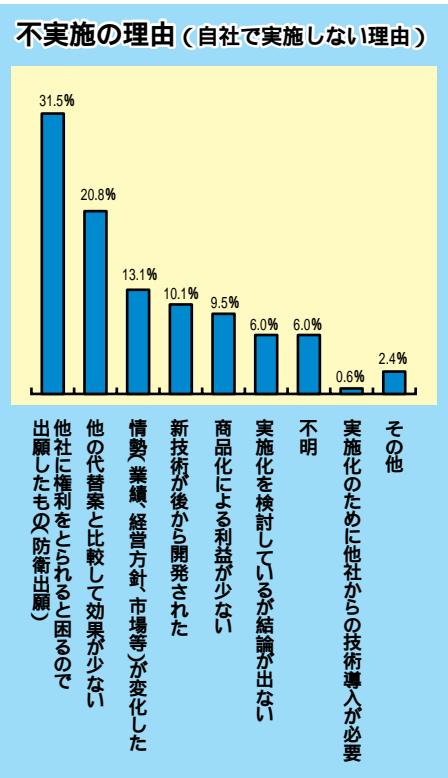
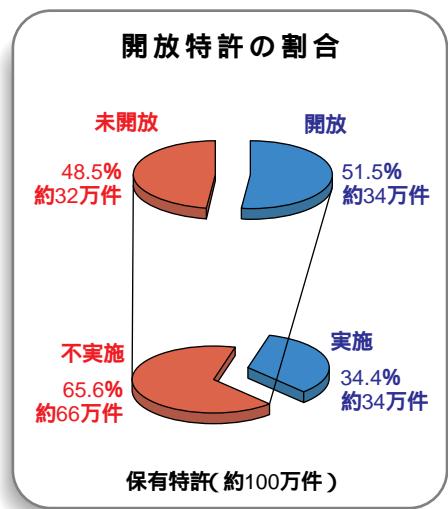
第二に、譲与された財産の利用は市町村独自の判断で出来るので、都市計画策定等の際に国の許可を受け、などの手続きが不要となつたこと。

第四に、「譲与後に用途廃止(法定外公共物でなくなること)しても返還せず、独自に利用や売却を行つてもよいこと」。



その3 経済産業部

未利用特許流通への取組について



現在、日本には約百万件の特許権があります。そのうち、実際に使われているのは三分の一だけで、残り三分の一は使われていません。いわゆる未利用特許となっています。しかしながらこれら未利用特許のうち、他者へラ

1 開放特許について

未利用特許の活用を図つて行くことが、極めて有益であると期待されています。開放特許の技術移転により、期待される効果には次のようなものがあります。

（導入企業）
研究開発の効率化、リスクの低減
新規事業分野への参入

（提供企業）
ライセンスによる収益の確保、研究開発費用の回収
自社技術を中心とした他企業との連携
大学・公的研究機関による研究成果の事業化による社会貢献
研究資金の獲得
そのため、経済産業部では未利用特

一も予定しています。
研究機関向けセミナー
大学教官及び研究機関の研究者等を対象に研究成果の知的財産による権利化に関するセミナーを開催します。
特許活用（产学研連携）セミナー
ベンチャー及び研究機関向けセミナー

イセンス等の実施許諾の用意がある特許（開放特許）は、推定で三十四万件あるといわれています。中小ベンチャー企業の技術の向上・新規事業開拓にこれらの大企業、大学・研究機関等が保有する開放特許の活用を図つて行くことが、極めて有益であると期待されています。開放特

許の流通促進のために、今年度、次のような事業を行つ予定にしております。
（知的財産権セミナーの開催）
経済産業省特許庁との共催により、各種セミナーを開催します。
（特許流通アドバイザーの派遣）
当局特許室においては、技術移転の専門家として特許流通アドバイザーが常駐し、技術開発や技術移転に関する相談を行つてあります。また、必要に応じて企業への訪問も行つておりますのでお気軽にお問い合わせください。

特許流通アドバイザーの派遣

問い合わせ先 沖縄総合事務局特許室
TEL：098-867-3293



その4 開発建設部

チャタン友遊 交差点改良事業

参加型交差点緊急改良で実施中！

沖縄本島の西海岸中部に位置する北谷町は、近年、返還軍用地の跡地利用により、郊外型大規模店舗等の商業の集積化、海浜や公園の整備によるレクリエーション、レジャー等の施設の充実により、集客力の向上が急速に進んでいます。このため、主要幹線道路の国道五八号などでは、休日及び平日夕方には買い物交通やレジャー交通が増加するため、交差点の渋滞が発生しています。

開発建設部では、平成十三年度より、渋滞解消効果が早期に期待される交差点について、**PE方式**を導入し、渋滞が発生しています。

国民の意見を伺いながら、効率的・効果的な対策を実施する「参加型交差点緊急改良」に着手しました。

当該地域は、特色ある複合の商業施設（アメリカンビレッジ、ジャスマーサンティ、サンヤットビーチ、映画館等）が多数立地し、遊ぶ・買う・憩う・観る、食べるなど、多様な活動を楽しめる場所であり、交差点改良により、この地域で家族・友人・恋人等がふれあう機会がより一層高まることを期待して、**ミニミング**しました。

当該事業は、平成十四年三月に完成予定です。皆さんも出かけてみてはいかが。

（道路管理課）

参加型交差点緊急改良は、直轄国道における緊急渋滞対策として、渋滞解消効果が早期に期待される交差点について、付加車線の設置やボトルネックとなっている箇所の拡幅等、低コストで短期間（一～三年程度）に効果的な事業の実施により、早期に渋滞解消を図るものです。

国道五八号の北谷交差点および謝効交差点について、関係者等（北谷町、沖縄県警、沖縄県、沖縄総合事務局）と連携して、**参加型交差点緊急改良**として整備しています。

参加型緊急交差点改良事業については、住民の皆さんに理解と关心を持って戴くため、親しみやすい事業

ネーミングを行うこととし、当該事業を「チャタン友遊交差点改良事業」と名付けています。

「PI(Public Involvement)方式」とは？

施策の立案や事業の計画・実施などの過程で、関係する住民・利用者や国民一般に情報を公開した上で、広く意見を聴取し、事業に反映させる方式のこと。

チャタン友遊交差点改良事業の概要

事業期間：平成13年8月～平成14年3月

事業費：約2億3千万円

事業内容：

国道58号北谷交差点右折レーンの増設・延長 $L = 140 \times 2$ 本
(既設71m1本)
国道58号謝効交差点右折レーンの延長 $L = 245m$ (既設54m)
県道130号線北谷交差点右折レーンの増設・延長 $L = 157m \times 2$ 本
(既設右折レーン無し)
北谷交差点・謝効交差点の信号機の移設と改良

事業実施後の効果

所要時間の短縮効果（右折渋滞留長の減少は左図参照）

【北谷交差点】

・国道58号から県道130号線への右折 約10分短縮

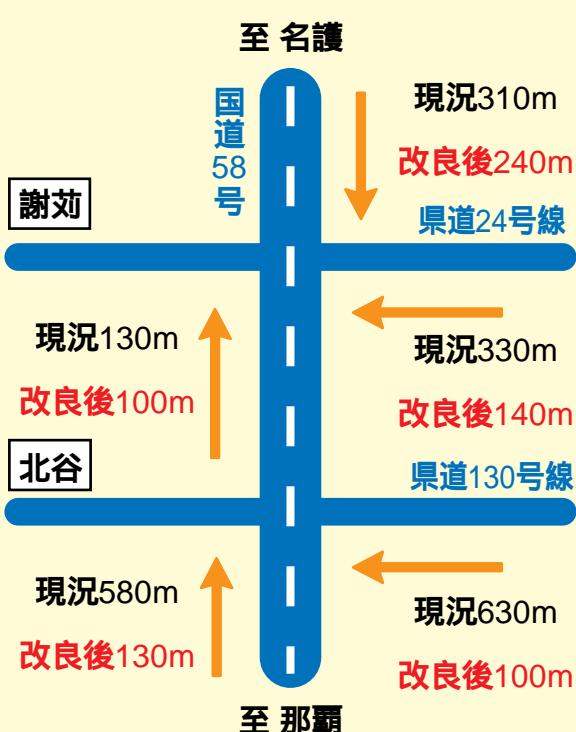
・県道130号線から国道58号への右折 約5分短縮

【謝効交差点】

・国道58号から県道24号線への右折 約5分短縮

・県道24号線から国道58号への右折 約4分短縮

事業実施後の効果（右折渋滞留長の減少）





その5 開発建設部

羽地ダム試験湛水開始

平成十三年七月三日、羽地ダムの試験湛水が開始されました。米軍の計画立案から実に三十五年、今、ようやくダム湖が姿を現そうとしています。



湛水開始ボタンの押下

式典では、北部ダム事務所長、沖縄総合事務局次長の式辞、沖縄県技監、名護市長、地元代表者および施工者代表者からの祝辞を頂きました。橋本次長は「地元の方の」理解と関係された方々の努力のたまものである」と感謝の意を表し挨拶を行いました。

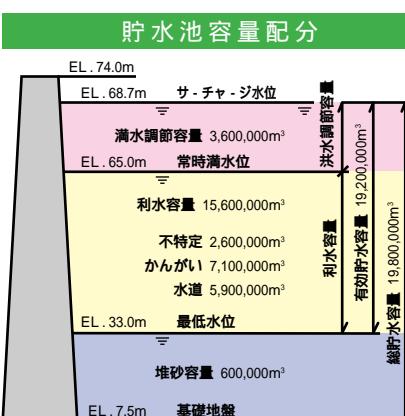
その後、取水塔前において北部ダム事務所副所長の「湛水開始」の合図とともにゲートのスイッチが押され、地元関係者等によりくす玉が開披されるなか、引き続き、技術管理官の音頭により出席者の万歳三唱で湛水式典は無事終了しました。会場の横では、パネルおよび取水塔模型が展示され、「日本初の空気一口式取水設備」の仕組みについて多くの方が質問する場面も見受けられました。

今後は試験湛水の確実な進捗と周辺整備等の工事を実施し、平成十六年度の完成を目指していきます。

位置：(左岸) 沖縄県名護市字田井等地先
(右岸) 沖縄県名護市字親川地先

形 式：中央コア型ロックフィルダム

堤 高	66.5m
堤 頂 長	198m
堤 体 積	1,050,000m ³
集 水 面 積	10.9km ²
湛 水 面 積	1.15km ²
総 貯 水 容 量	19,800,000m ³
有 効 貯 水 容 量	19,200,000m ³
設 計 洪 水 位	EL. 71.5m
サーチャージ水位	EL. 68.7m
常 時 满 水 位	EL. 65.0m



堤体右岸より



その6 運輸部

沖縄県生活交通確保協議会について



1 生活交通の確保方策

これまで、地方の赤字バス路線については、需給調整規制を前提とした内部補助により維持されてきました。需給調整規制を前提とした内部補助とは、既存の事業者が経営する黒字路線における新規事業者の参入を制限する一方、赤字路線においても既存の事業者の事業の休止や廃止の自由を制限し、黒字路線の収益で赤字路線の損失を償うことによって、バス事業全體を成り立たせる制度

です。しかしながら、こうした需給調整規制による長年にわたる独占・寡占の結果、経営意欲に乏しく、非効率な事業者が温存されることとなり、多様なサービスの提供が妨げられ、事業全体の活性化を阻害するなどその弊害が目立つようになりました。このため、旧運輸省では、経営意欲に溢れた事業者が積極的に事業展開を行うことが可能になるような制度を構築することとして、昨年五月、この需給調整規制を廃止することなどを内容とする道路運送法の改正法が可決・成立し、来年一月より施行されることとなりました。需給調整規制の廃止によって、事業の休止や廃止については、バス事業者が一義的に判断することが基本となるため、地域住民の日常生活に必要なバス路線を維持・確保のための方策を検討する必要があります。こうした問題意識から、需給調整規制の廃止を提言した運輸政策審議会（国土交通大臣の諮問機関）の答申や道路運送法の改正法に対する国会の附帯決議においては、事業者が路線退出を希望する場合や路線の維持が困難な場合に地域の足をどのように確保していくのかについて協議するため、地域ごとに、国や地方公共団体、バス事業者などの関係者をメンバーとする地域協議会を設置するこ

とが適当であるとされました。

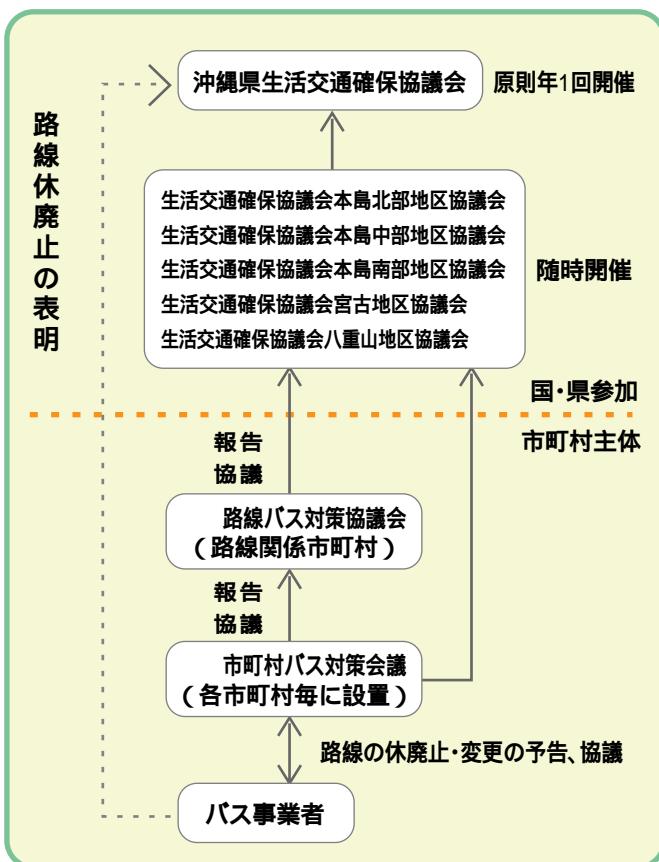
2 沖縄県生活交通確保協議会の開催

これを受けて、本年三月二十二日、沖縄県企画開発部地域・離島振興局長（議長）、沖縄総合事務局運輸部長（副議長）の他、各市町村長、沖縄県バス協会会长から構成される「第一回沖縄県生活交通確保協議会」が開催されました。

本協議会では、バス事業者

より廃止予定路線三十七系統が示され、これら系統に関する概況説明が行われました。沖縄総合事務局運輸部としては、今後とも、沖縄県やバス事業者などの関係者と

緊密に連絡・調整しながら、生活交通路線の確保のための方策を講じていくこととしております。



局の動き

経済 産業部

「物流効率化講演会」を開

「物流効率化講演会」を8月16日に豊見城村立中央公民館にて開催しました。

経済産業部では、卸売業者や物流業者等を対象とし、物流効率化に対する意識啓発を図るための講演会を開催しております。

今回は、豊見城村商工会から開催の要望がありました。村では、現在、豊見城村地先開発事業による臨空港型産業用地の造成が進められております。

講師には、中小企業総合事業団の物流効率化アドバイザー、藤松英也(株)日本ロジスティクス総合研究所 シニアコンサルタント氏を迎え、「流通変革時代に求められる物流システムと共同物流戦略」をテーマに講演を行いました。

藤松講師からは、流通変革によって企業に求められているコスト削減と物流サービスレベルについて、従来の物流管理とは異なるロジスティクスシステム構築の必要性が説明され、併せて共同物流のしくみと国の支援策、取組事例と共同物流事業成功のポイントが紹介されました。



農林 水産部

初任者研修で農作業体験 —さとうきび黒穂病駆除—

去る6月28日に中城村内のほ場において、県内各地で二十数年ぶりに発生しているさとうきび黒穂病の駆除を行うため、農林水産部若手職員が中心となって罹病株の抜取り作業を行ないました。これは、平成13年度農林水産部初任者研修の農作業体験の一環として実施したもので、4名の研修生の他に農林水産部職員十数名が参加しました。

黒穂病は、糸状菌(カビ類)の一種である黒穂病菌の胞子が周辺のさとうきびに伝搬し、蔓延します。黒穂病の症状としては、茎の新葉が黒褐色の鞭状になり、茎長や節間は長くなり、スキ状にやせ細り、のちに枯死してしまいます。黒穂病対策としては、薬剤による防止法もありますが、罹病株の抜取りによる耕種的の防除方法がより効果的であることから、今回の農作業体験が実施されました。



農作業体験では、猛暑の中、「中部地区さとうきび生産振興対策協議会」の金城静光事務局長から罹病株の見分け方や抜取り作業の手順が紹介された後、農林水産部職員による懸命な作業が行われました。

今回参加した研修生達からは、「短い時間ではありましたがあが、炎天下の中、株抜き作業はかなりの体力を使い、農家の仕事の大変さが身にしみてわかりました。この日の作業は、私たちにとってとても貴重な体験となりました。」とのコメントがあり、今後の沖縄農林水産業の舵取りを担う若手職員にとって、貴重かつ思い出深い一日となりました。

財務部

平成13年6月より EDINETが稼働

EDINET

証券取引法に基づく
有価証券報告書等の開示書類に関する
電子開示システム

EDINET(エディネット)とは「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。

「EDINET」は、現在、紙媒体で提出されている有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類の提出、公衆縦覧等の一連の手続を電子化することにより、提出会社の事務負担の軽減、投資家による企業情報へのアクセスの公平・迅速化を図り、もって証券市場の効率性を高めることを目的として開発されました。つまり、証券取引法に基づくディスクロージャー制度を電子化しようとするものです。

開示情報は各財務局(沖縄においては財務部理財課)の閲覧室に設置された縦覧用パソコンによって公衆縦覧に供するとともに、インターネットを利用して広く一般に提供されています。

<http://info.edinet.go.jp>

(平成16年5月31日までは電子媒体での開示は企業の任意でよいこととなっており、それまでの間は当局監理会社のうち紙媒体で提出された分については、当局の縦覧用パソコンでみることとなります。)

局の動き

運輸部

交通需要マネジメント(TDM) 実証実験事業を開始

那覇都市圏の慢性的な交通渋滞の緩和を目的に、運輸部では、二つのTDM実証実験「パークアンドパラide」、「てぶら観光」を企画し、現在、バス四社と貨物運送事業者によってサービスが実施されています。各実験事業の概要は次のとおり。

「パークアンドパラide」

実験期間:8月30日～10月5日(土日・祝日を除く) 実験区間:宜野湾市内駐車場(沖縄コンベンションセンターの斜め向かい)から那覇バスターミナルまでの10.5km、運行回数と運行時刻:朝4回(宜野湾発07:30、07:40、07:50、08:00)、夕方4回(バスターミナル発17:30、18:00、18:30、19:00)、運賃は片道400円で、2種類の乗車券を販売する(10組:3,400円(15%引き)、2枚組(往復):800円)。

乗車券の販売所:那覇バスターミナルと宜野湾駐車場(朝のみ) 乗車券は、下りの場合、宜野湾高校前までの既存の路線バスも利用可。

「てぶら観光」

個人観光客を手荷物から解放して、空港からホテルへの手荷物配達サービスを行う。主な内容は次のとおり。

実験期間:8月20日～9月19日、受付時間・場所:09:00～16:00、空港到着ロビー受付カウンター、利用対象者:那覇市内のホテル・旅館に宿泊する個人観光客等、料金:手荷物一個につき200円(30kgまで)。

なお、てぶら観光利用者には、バスの乗車券(那覇市内均一区間)を通常の半額の100円で販売することとしています。

開発建設部

「第8回 漢那ダムまつり」開催される

国土交通省と林野庁は、7月21日から7月31日までを「森と湖に親しむ旬間」と定め、全国各地のダムや森林で湖水まつりやダム見学・スポーツ大会等、様々な行事が実施されています。

沖縄においても、その行事の一環として、去った7月22日(日)に宜野座村に建設された漢那ダムにおいて、「第8回 漢那ダムまつり」が開催されました。当日は晴天にも恵まれ、総勢約6,000人もの来客者でにぎわいました。

まつりは「地元中学校吹奏楽部による演奏」で幕を開け「ライブコンサート・うなぎつかみ取り・カヌー体験」等多彩なイベントが催され、「うなぎつかみ取り」では、大勢の子供達が池の中をはしゃぎ回り、その姿は真夏の暑さも清々しく感じられる光景でした。

そして、最後に、夜空を舞い散る花火で、盛大にまつりの幕を閉じました。



開発建設部

平成12年度沖縄総合事務局開発建設部所管に係る優良施工業者等を表彰



表彰は、平成12年度に完成した開発建設部発注の工事等を施工した業者を局長表彰するもので、6月11日に橋本次長を委員長とする表彰選考委員会を開催し、工事部門375件、業務部門340件の中より、各事務所から推薦のあった案件を対象に評価を行い厳正の結果、他の模範となるものとして工事部門で6社、業務部門で6社、優秀建設技術者部門で8名を優良施工業者等として決定し、表彰することといたしました。

表彰式は、7月11日「かりゆしアーバンリゾート那覇」において、吉田局長の式辞に始まり、橋本次長の講評、表彰状の授与、受賞者代表謝辞等滞りなく行われました。

吉田局長は式辞において「受賞された皆様は、それぞれの分野においてハイレベルな仕事をされ、質の高い、県民共有の公共施設を整備をしていただき、その尽力に対し敬意を表するとともに、更なる人材育成や技術力の向上を図られ、活力に満ちた沖縄県造りにご支援をお願いします。」と述べられ、受賞者の皆様の今後の活躍に期待されました。

「だれのため
仕事なが

朝日新聞那霸支局長

夏休みに四国へ出かけた。気ままにレンタカーを走らせ、あとで市への距離や交通規制の情報を伝えてくれる電光掲示板は、どう

松田和生

電光掲示板の正しい使い方。これなら渋滞にイライラするだけで済む(宜野湾市の国道58号で)

「国民に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識してもらい、さらには道路をいつくしむという道路愛護思想の普及及び道路の正しく利用の啓発を図り、道路を常に広く美しく、

「八月は道路ふれあい月間です」
「つ、そんなのがあったな。ほん
なく次の掲示板が現れた。
「八月は道路ふれあい月間です」
それは分かった。どうしろと
いうのだ。車を降りて、路面にほ
おずりでもすればいいのが。私の
疑問とは無関係に、敵は容赦な
く置みかけしてくれる。
「八月は道路ふれあい月間です」
ええい、ほかに伝えるべき情報
はないのか。頼む、だれかあれを止
めてくれ。快適な気分は消え、イ
ライフだけが募った。
思い直しもした。ひょととした

安全に利用する機運を高める」とを目的として……」
何れ？ 日本語のひびきをおくとして「この文を起案した人、そして決裁したはずのトヨイ人は「道路とふれあ」、「道路をつくる」、「正しく利用」について何なのか、本当に説明できるのか。ドコルやツルシで道路に穴を開けて回ったり、爆破を試みたりする輩が横行しているのなら分からぬでもない。「ツルシを捨てないで」程度の話なら小学校じゃあるまいしわざわざ國のお役人に「教示いただくまでもない」、「道路愛護思想」には思ひ切り笑わせてもらつた。

「いやこれ、『やれこ』もつれ
ん臭い。小泉サンだり、『痛みを半
う改革』と書いたりの『政治』なの？
耳障りの言葉を使えよ
く分からぬ事業を続けられると
納税者もなめられたものだ。
たまたま道路の話になってしま
つたが、農政や漁政にしても、例え
ば沖縄県内のあれこれで見かけ
る『国庫補助』事業の大看板
には疑問を持たれるを得ない。い
つたが、あれはだれにアパートして
いるのだろう。とても一般市民向
けには見えないし、受益者である
農林水産業者には言わずもがな
の内容だ。安くはない金がかかりて
いるはずなのに、後は朽ち果てよ
うがほつたりかしながら暴走
族の落書きと変わらないではない

改めて眞づまでもないけれど、
主役は住民。事業の改廃が大変
なのは分かるが、すぐこでもでき
ることは結構ある。沖縄総合事
務局に關してつだけ挙げるな
せいかく立ち上げたホームページ。
住民との接点としては非常に有
用なのが九月になてもイベント
案内が七月で止まつてゐるのに、
かがなものだなつか。

幹部の就任



沖縄総合事務局
総務部長に
かげ やま よう いち
影 山 洋 一 氏が就任

笹本 健 前総務部長の転任に
 伴い、平成13年8月1日付けで沖縄総
 合事務局総務部長に影山洋一氏が
 就任した。

昭和53年早稲田大学法学部卒業。
同年総理府入府、平成元年沖縄開発庁沖縄総合事務局総務部人事課長、
平成3年沖縄開発庁総務局総務課
総括課長補佐、平成4年総務庁企画
調整課人事企画官、平成6年内閣総理
大臣官房参事官、平成8年日本学
術会議事務局総務部庶務課長、平
成10年国際平和協力本部事務局総
務担当参事官、平成11年総務庁長
官官房参事官(交通安全対策担当)
平成13年1月総務省統計センター経
済製表部長を歴任後現在に至る。

福島県出身、46歳



沖縄総合事務局
次長に
しも がみ たみ お
霜 上 民 生 氏が就任

橋本 健 前次長の転任に伴い、
平成13年9月3日付けで沖縄総合事
務局次長に着任した。

昭和46年京都大学工学部卒業、昭和48年京都大学大学院工学研究科修士課程修了。同年建設省入省、平成3年建設省近畿地方建設局企画部環境審査官、平成5年建設省近畿地方建設局大阪国道工事事務所長、平成7年沖縄県技術吏員(技監)、平成10年阪神高速道路公団計画部長、平成13年9月国土交通省大臣官房付を歴任後現在に至る。

兵庫県出身、52歳



内閣府大臣官房審議官
(沖縄担当)に
やま もと しん いち ろう
山本 信一郎 氏が就任

平成13年8月1日付けで内閣府大臣官房審議官(沖縄担当)に山本信一郎氏が就任した。

昭和48年京都大学法学部卒業。
同年自治省入省、平成3年岡山県総務部長、平成5年4月自治省大臣官房情報管理室長、同年9月自治省行政局選挙部管理課長、平成10年自治省行政局選挙部選挙課長、平成11年自治省行政局行政課長、平成12年自治省大臣官房審議官(選挙担当)、平成13年1月総務省大臣官房審議官(選挙担当)、同年7月総務省大臣官房審議官(地方行政・地方公務員制度、選挙担当)を歴任後現在に至る。

福井県出身、50歳

沖縄総合事務局開発建設部においても、発注工事における赤土等流出対策に取り組んでおり、平成七年十月に施行された「沖縄県赤土等流出防止対策マ「アル案」」(以下、「アル案」とする)を発刊し、各工事現場において赤土等流出防止対策を行っています。

また、平成九年度に「赤土等流出防止対策検討会」を立ち上げ、「現場条件や環境等の多種多様な対応が求められている赤土等流出防止対策をより確実なものとして」として、建設技術者の技術力の向上を図ることを目的として、継続的に検討会議を開催してきました。

その取り組みとして、マ「アル案」の改訂作業マ「アル案」を補足する「赤土等流出防止対策マ「アル案」実務・施工事



写真:書籍「技術者のための赤土等対策入門書」等

「技術者のための赤土等対策入門書」

沖縄県における赤土等流出問題は、本土復帰（昭和四七年）以降、営農活動・開発工事等により顕在化しました。今なお対策検討を要する要因が多く残されており、今後も解決に向け取り組んでいかなければなりません。

沖縄総合事務局開発建設部においても、発注工事における赤土等流出対策に取り組んできており、平成七年十月に施行された「沖縄県赤土等流出防止条例」に対応すべく、平成八年四月に「赤土等流出防止対策マニアック（案）」（以下、マニアック案とする）を発刊し、各工事現場において赤土等流出防止対策を行つております。

また、平成九年度に「赤土等流出防止対策検討会」を立ち上げ、現場条件や環境等の多

「例集」の作成等があり、こと工事に限定すれば赤土等流出防止対策はほぼ確立されてきたといえます。

一方、沖縄における赤土等流出問題に関しては、沖縄総合事務局、沖縄県をはじめとする官公庁、琉球大学などの研究機関において、様々な調査・研究がなされてます。

「技術者のための赤土等対策入門書」は有識者からなる「赤土等流出防止対策技術書作成検討アドバイザー委員会」を開催し、このよつた既存の調査・研究成果を、技術者向けの赤土等流出問題の入門書としてとりまとめたものです。赤土等流出問題の概要・流出メカニズム・法制度・調査編・対策編から構成されており、参考となると思ひます。



沖縄総合事務局

ホームページアドレス <http://www.ogb.go.jp>

局報「群星」に対する「皆様の声」をお待ちしています。